

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	国立大学法人兵庫教育大学
-----	--------------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 28 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	兵庫教育大学附属幼稚園	128 名	15 名
2	兵庫教育大学附属小学校	565 名	28 名
3	兵庫教育大学附属中学校	320 名	20 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本学の附属学校園には特別支援学級の設置がなく、特別な支援の必要な幼児児童生徒も、通常の学級に在籍している。

本学では以前から、特別な支援の必要な幼児児童生徒への対応について検討を行っており、平成 22～24 年度には附属学校園と大学が連携し、「特別支援体制検討委員会」を設置して、検討を行ってきたところである。

附属幼稚園では、発達障害の可能性が示唆される幼児においても、幼児期は未分化であり、集団生活の中での個の成長が大きいことを考慮し、極力受け入れてきた。平成 25 年度は、臨床心理士の資格を持つキンダーガーテンカウンセラーが月に 3 回程度各クラスの観察に入り、特別な支援の必要な幼児への支援・対応を行ってきた。実際の保育の場では、担任と副担任が連携して特別な支援の必要な幼児に対応しているが、本人の特性に応じた個別支援が十分に出来ているとは言い難い側面もある。

附属小学校では、「人間として生きぬく力を育てる」を教育目標とし、一部専科制や縦割り班活動などにより複数の教員による児童理解や多様な学習形態に取り組みながら、確かな学力の形成に力を入れてきた。特別支援コーディネーターのリーダーシップのもと、スクールカウンセラーと特別支援教育支援員が学級巡回を行い、支援を要する児童に個別に対応し、「特別支援部会」で対応の検討・改善を行ってきた。しかし、教育実習や研究協力校としての使命があり、様々なケースに対応する知見が得られていない現状があった。

附属中学校では、平成 16 年度から継続して研究している「学び合い」によって、生徒は人と人との関わりを大切にすることを学んでおり、これまでの協働学習の取組によって特別な支援が必要な生徒と共に学ぶ姿勢をもって学校生活を送っている。また、教員は大学教員を講師として校内研修会を実施し、発達障害のある生徒の特性を知ることや、特性に応じた指導の在り方、インクルーシブ教育の考え方などについて研修を行っている。

2. 取組の概要

〔附属幼稚園〕

(1) 指導体制の整備

学級ごとに支援が必要な幼児について、キンダーガーデンカウンセラーのアドバイスのもとに、症状や行動様式、出来ることや出来ないこと、指導上の留意点などについて記録を取った。観察記録の内容はその日のうちに担任・副担任に報告し、情報交換、関わり方の助言等、コンサルテーションを行い、全教職員が参加する保育情報交換会の場で報告し、情報共有している。

合理的配慮協力員を中心として、当該幼児を取り巻く他の幼児とのやり取りなども含めた詳細な事実の観察記録をもとに行動変容を追い、加えて担任やキンダーガーデンカウンセラーによる保護者らの聞き取りやカウンセリングも合わせて記録した。

(2) 合理的配慮協力員

合理的配慮支援員には特別支援教育に対する専門性が高い3名を採用した。1クラスずつ記録をとり、学期に1回程度担任に提示し検討を行った。また、教職員と一緒に研修を受け、知識・技術の向上を図った。

(3) 保護者との連携

保護者には、共に生活する中で、相手のことを思いやり、発達障害の傾向のある幼児に対しても互いに育ち合っているという意識を持ってもらえるように啓発を行った。

〔附属小学校〕

(1) 指導体制の整備

従前の「特別支援部会」に加え、「合理的配慮検討委員会」、「教育支援検討委員会」を編成し、インクルーシブ教育システムが機能するよう体制を整えた。

(ア) 特別支援部会

従前の「特別支援部会」に合理的配慮協力員が加わり、必要に応じて当該児童の担任が加わった。また、大学の特別支援教育の専門教員の助言を得ることで、実践的な側面に加え、理論的な側面からも合理的配慮の検討を行った。それぞれの当該児童担任とはインクルーシブ担任連絡会を設定し、部会で決定した指針を伝え、合理的配慮支援員と学級担任の連携を図った。

(イ) 合理的配慮検討委員会

本校の「インクルーシブ教育システム」を統括する委員会として、学校長を中心に副校長、特別支援コーディネーター、合理的配慮協力員、スクールカウンセラー、特別教育支援員、当該児童担任、養護教諭、及び大学の特別支援教育を専門とする教員で構成した。児童のアセスメントに基づき、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、合理的配慮の適正化を図った。

(ウ) 教育支援検討委員会

主に学校外部との連携を行う委員会として、合理的配慮協力員が中心となり、保護者との連携、個別（児童保護者）対応、学校と関係機関（医療機関、療育機関）との連携を図っていく。特に対応の難しい、学校と本人及び保護者との合意形成を図る場面の対応について検討した。本校のインクルーシブ教育の体制や理念につい

て、合理的配慮協力員の立場から詳しく説明を行うとともに、関係機関、スクールカウンセラー等の専門家に加え、大学の専門家の意見も公表し、スムーズな合意形成を図った。

(2) 合理的配慮協力員の活動

全校児童の自主的な学びをサポートする教室という位置づけで、特別支援教室「ちゃれんじ教室」を開設し、合理的配慮協力員2名と学生支援員9名を配置した。巡回指導と取り出し指導の両面から児童の状況の把握と指導を行った。また、上記委員会における役割を果たした。

〔附属中学校〕

(1) 指導体制の整備

校内委員会を設置し、校長、副校長、特別支援コーディネーター、生徒指導主任、各学年特別支援教育担当、養護教諭、協力員、大学の特別支援教育を専門とする教員、必要に応じてスクールカウンセラーも参加して、情報の共有や指導方針の確認、月ごとの授業や学級活動等の観察方法の決定などについて打ち合わせた。また、特別な支援が必要な生徒への指導に関する計画・評価・内容検討と修正、総括的な指導と今後の方向性の決定、研修などを行った。

(2) 生徒の実態把握

気になる生徒に関わる全ての教科担任から、指導上の課題やその生徒が出来ることを記入して、各学年の特別支援教育担当確認し、特別支援コーディネーターが集約した。

(3) 保護者との合意形成

明らかにしたいのは障害の明確化ではなく支援方針の明確化である。生徒に新しいことに取り組ませる際には、研究であると同時に生徒の社会的自立を目指しての取組であること、家庭との連携・協力が大切であることなどを保護者に十分に伝えて合意を得て進めるようにした。そして、スモールステップで生徒の成長を支援する具体的な話合いの場をもつようにした。

(4) 合理的配慮協力員の活動

協力員を2名採用し、継続観察の生徒を中心にクラス全体の生徒を観察し、観察記録を取ることを業務の中心とした。継続観察する生徒の特性がわかってくるにつれて、その生徒に対する合理的配慮と周りの生徒との関わりに関する合理的配慮が具体的になっていった。生徒を観察するポイントを決め観察記録を作成し、指導に役立てた。また、関係機関に対しては、合理的配慮の実際を明らかにし、改善点などの情報を共有した。

3. 成果及び課題

〔附属幼稚園〕

(1) 対象児への対応についての詳細なアセスメントを基に個別の教育支援計画や指導計画を見直した。今後は、このアセスメント方法を踏襲しながらその有効性の確認と不足部分に関しての修正を加えていくことが課題である。

- (2) 大学の特別支援教育を専門とする教員の助言を受け、園内で情報を共有することで、それぞれの役割を明確にすることができた一方で、園の現体制に見合った特別支援コーディネーターの業務を明確にすることが課題である。
- (3) 必要に応じて地域の専門機関と園が一体となって保護者と共に幼児にとってよりふさわしい指導方法を探っていくことができる保護者支援体制の構築が今後の課題である。

〔附属小学校〕

- (1) 成果 : インクルーシブ教育という視点から専門的な知識をもった合理的配慮協力員によるクラス支援や個別支援が実現することによって、児童にとってよりよい支援の在り方を考える契機となった。また、スクールカウンセラーや大学教員のアドバイスにより問題行動の根本を探るアセスメントの方法や集積したデータの分析を行うことができた。加えて合理的配慮のスモールステップによる目標設定を実現することで、個別の問題を抱える児童にとっても自分の伸びを実感することができ、問題行動の改善を図ることができた。
- (2) 課題 : 保護者との合意については、個別の教育支援計画や個別の指導計画の学期ごとの短期目標の更新を視野に入れて、どんな手順、タイミングで計画を提示し合意形成を図っていくかはまだまだ課題とするところである。また、支援を必要とする児童への対応は、学級担任、合理的配慮協力員、特別支援教育支援員及び児童との関係構築が大きな鍵となるため、共通理解をして児童に臨まなければならない。学校全体でインクルーシブ教育への理解を徹底し、特別支援教育の観点による学級経営、授業づくりを行い、一人一人の違いを認め合い支え合う学校風土を形成していかななければならない。

〔附属中学校〕

- (1) 成果 : 特別支援教育の視点からこれまでの授業のやり方や指導の仕方などについて教員自身の振り返りができ、発達障害の特性についての理解を深めることができた。また、特別な支援が必要な生徒の保護者と、支援計画作成を含めて合意形成ができ、個別の指導がやりやすくなった。校内委員会を定期的を開催することで、学校全体として取り組む支援にしていくことが、また、校内委員会での検討内容を学年会へ情報提供し共通理解を図ることで、個別の支援のみでなく、周りの生徒への働きかけができるようになるとともに、協力員が入りやすい環境づくりができた。
- (2) 課題 : 社会的スキルやコミュニケーションに困っている生徒への適切なスキルトレーニングを行う必要がある。これは特定の個人のみでなく、周りの生徒にとっても大切なスキルとなる。

また、合理的配慮による向上の度合いを数値化できるようにする必要がある。

担当者が変わっても、生徒の情報が伝わり、理解できた状態で支援が進められる体制を整える必要がある。学びのユニバーサルデザインとあわせて合理的配慮を実現させたい。